

令和 2 年 6 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 3 5 号	令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 6 号	令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 7 号	令和 2 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 8 号	射水市観光交流センター条例の制定について
議案第 3 9 号	射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
議案第 4 0 号	射水市市税条例の一部改正について
議案第 4 1 号	射水市手数料条例の一部改正について
議案第 4 2 号	射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第 4 3 号	射水市介護保険条例の一部改正について
議案第 4 4 号	射水市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 4 5 号	射水市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 4 6 号	射水市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第 4 7 号	射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 4 8 号	射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について
議案第 4 9 号	射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について
議案第 5 0 号	射水市道路法に基づく市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
議案第 5 1 号	市道路線の廃止について
議案第 5 2 号	市道路線の認定について
議案第 5 3 号	動産の取得について
議案第 5 4 号	旧大島社会福祉センター改修（建築主体）工事請負契約について
議案第 5 5 号	射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事請負契約について
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
報告第 5 号	継続費繰越計算書について（一般会計）

- 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について（介護保険特別事業会計）
- 報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 9 号 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）
- 報告第 10 号 建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

議案第 38 号

射水市観光交流センター条例の制定について

射水市観光交流センター条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市観光交流センター条例

(設置)

第 1 条 射水ベイエリアの新たな観光交流拠点として本市の魅力発信及び市民と観光客との交流の場を創出し、観光振興及び地域活性化を図るため、射水市観光交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
観光交流センター	射水市本町二丁目 10 番 30 号

(職員)

第 3 条 センターに所長、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、休館日以外の日に臨時に休館することができる。

（使用の許可）

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするに当たっては、使用の制限その他管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不許可）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

（使用の許可の取消し等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上又は管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により、使用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に別表1に定める使用料を納めなければならない。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納めることができる。

2 駐車場を使用する者は、別表2に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、センターの使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに市長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用を終了したとき（第8条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、建物、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) センターの使用の許可等に関する業務
- (3) センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第8条までの規定の適用については、第4

条及び第 5 条中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を受けて」と、第 6 条及び第 7 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条中「市長」とあり、及び「市」とあるのは「指定管理者」と、「第 6 条第 1 項」とあるのは「第 17 条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 6 条第 1 項」と、「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 17 条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 6 条第 2 項」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第 18 条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

（利用料金）

第 19 条 第 16 条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合において、使用者及び駐車場を使用する者は、第 9 条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、第 9 条に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 使用者は、使用の許可と同時に利用料金を納めなければならない。ただし、時間超過に係る利用料金又は市長が特にやむを得ないと認めたときは、使用後に納めることができる。

4 利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除

することができる。

- 6 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条の規定を準用し、その全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 センターの使用に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表1（第9条関係）

区分			使用料
1階	シェアキッチン	1区画	4,000円/1回
	屋外パーゴラ	1区画	300円/1時間
2階	コンベンションホール	全面	5,700円/1時間
		1/2面	2,800円/1時間

		1/3面	1,900円/1時間
屋上	東屋		300円/1時間

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する
場合（シェアキッチンを除く。）の使用料の額は、使用料に100分の
200を乗じて得た額とする。

別表2（第9条関係）

区分		使用料
駐車場	入場した時から4時間まで	無料
	入場した時から4時間を超え9時間まで1時間までごとに	100円/1台
	入場した時から9時間を超え24時間まで24時間までごとに	500円/1台

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

議案第 39 号

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、市民生活の支援及び地域経済の回復等に必要な経費に充てるため、射水市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第 1 条に規定する目

的を達成するために必要な財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

(射水市市税条例の一部改正)

第 1 条 射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 54 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとする

るときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に

規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第 1 3 1 条第 6 項中「第 5 4 条第 6 項」を「第 5 4 条第 7 項」に改める。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第 1 0 条中「法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条又は第 6 2 条」を、「又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を加える。

附則第 1 0 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 5 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第 1 5 条の 2 中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 7 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 23 条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第 10 条の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について準用する。

第 2 条 射水市市税条例の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項」に改める。

第 20 条中「及び第 4 項」を削る。

第 23 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第 31 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。)」を加え、「第 31 条第 2 項の表第 1 号」を「同号」に、「第 48 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 48 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 1 号オ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業

年度開始の日から６月の期間若しくは同項第３号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第４号」を「若しくは同項第２号の期間又は同項第３号」に改める。

第４８条第１項中「第４項、第１９項、第２２項及び第２３項」を「第３１項、第３４項及び第３５項」に、「第１０項、第１１項及び第１３項」を「第９項、第１０項及び第１２項」に、「第４項、第１９項及び第２３項」を「第３１項及び第３５項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第６６条の７第５項及び第１１項又は第６８条の９１第４項及び第１０項」を「第６６条の７第４項及び第１０項」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第３６項」に改め、同条第３項中「第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項」を「第６６条の９の３第３項及び第９項」に、「第３２１条の８第２５項」を「第３２１条の８第３７項」に改め、同条第４項中「第３２１条の８第２６項」を「第３２１条の８第３８項」に改め、同条第５項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「同条第２１項」を「同条第３３項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第７項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、同項第２号中「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５

項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 4 2 項」を「第 321 条の 8 第 5 2 項」に、「同条第 4 2 項」を「同条第 5 2 項」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 5 1 項」を「第 321 条の 8 第 6 1 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。

第 50 条第 2 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法

人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第25項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市

町村放棄払戻請求権相当額の法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる
寄附金を支出したものとみなして、第 3 4 条の 7 の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特
例）

第 2 5 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイ
ルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附
則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 1 5 年
度」とあるのは、「令和 1 6 年度」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中射水市市税条例第 5 4 条の改正規定、第 7 4 条の 2 の次に 1
条を加える改正規定、第 7 5 条第 1 項の改正規定、第 9 4 条第 2 項にた
だし書を加える改正規定、第 9 4 条第 4 項及び第 1 3 1 条第 6 項の改正
規定並びに附則第 6 条の規定 令和 2 年 1 0 月 1 日

(2) 第 1 条中射水市市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号、第 3 4 条の 2 及び第 3
6 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 2、第 4 条
第 1 項、第 1 7 条第 1 項、第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定、第 2 条中射水
市市税条例附則第 1 0 条、第 1 0 条の 2 第 2 5 項の改正規定及び附則に 2
条を加える改正規定並びに次条並びに附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月
1 日

(3) 第2条中射水市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条中射水市市税条例第19条から第52条までの改正規定並びに同条例附則第3条の2第2項の改正規定並びに附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の射水市市税条例(以下「新条例」という。)

附則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを

除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

射水市手数料条例の一部改正について

射水市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市手数料条例の一部を改正する条例

射水市手数料条例（平成 1 7 年射水市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 7 号の表 9 の項を削り、1 0 の項を 9 の項とし、1 1 の項から 1 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の射水市手数料条例の規定は、令和 2 年 5 月 2 5 日から適用する。

議案第 4 2 号

射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正に ついて

射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部を改正 する条例

射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、同法施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級が「1 級」に該当するもの

第 2 条第 2 項第 5 号ア中「又はイ」を「、イ又はウ」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

射水市介護保険条例の一部改正について

射水市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市介護保険条例の一部を改正する条例

射水市介護保険条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和元年度及び」を削り、「2 4, 1 0 0 円」を「1 8, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「3 8, 9 0 0 円」を「2 9, 6 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「5 0, 0 0 0 円」を「4 8, 1 0 0 円」に改める。

第 8 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があること。

第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該期限により難いと認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の射水市介護保険条例の規定は、令和２年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の射水市介護保険条例第８条第１項及び第２項の規定は、令和２年２月１日から適用する。

議案第 4 4 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

射水市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成 1 7 年射水市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「 6 1 万円」を「 6 3 万円」に改め、同条第 4 項中「 1 6 万円」を「 1 7 万円」に改める。

第 2 1 条中「 6 1 万円」を「 6 3 万円」に、「 1 6 万円」を「 1 7 万円」に改め、同条第 2 号中「 2 8 万円」を「 2 8 万 5 千円」に改め、同条第 3 号中「 5 1 万円」を「 5 2 万円」に改める。

第 2 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該期限により難いと認める場合は、この限りでない。

附則第 1 3 項及び第 1 4 項中、「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 1 3 項及び第 1 4 項

の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第１２号）
附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日か
ら施行する。

（適用区分）

- ２ 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の射水市国民健康保険税
条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、
令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- ３ この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例第２４条第２項ただ
し書の規定は、令和２年２月１日から適用する。

議案第 4 5 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

射水市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 6 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月

以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第 4 6 号

射水市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

射水市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

射水市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年射水市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の
提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年射水市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 に次のように加える。

22 市長	射水市副食費給付事業実施要綱（令和元年射水市告示第 203 号）による幼稚園の副食費の給付に関する事務
-------	---

23 市長	射水市副食費給付事業実施要綱による保育所等又は幼保連携型認定こども園の副食費の給付に関する事務
-------	---

別表 2 に次のように加える。

22 市長	射水市副食費給付事業実施要綱による幼稚園の副食費の給付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
23 市長	射水市副食費給付事業実施要綱による保育所等又は幼保連携型認定こども園の副食費の給付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市不妊治療費助成に関する条例（平成 24 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（助成金交付対象者の年齢に関する特例）

- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間については、第 4 条 6 号中「43 歳」とあるのは、「44 歳」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 3 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 4 9 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 2 7 年射水市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 50 号

射水市道路法に基づく市道の構造の技術的基準等を定める条例 の一部改正について

射水市道路法に基づく市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市道路法に基づく市道の構造の技術的基準等を定める条例 の一部を改正する条例

射水市道路法に基づく市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年射水市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 23 号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第 24 号とし、同項中第 15 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる
带状の車道の部分をいう。

第 3 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項中「普通道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「第3種又は第4種の道路」を「第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第 10 条第 1 項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第 11 条第 1 項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第 32 条第 3 号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 41 条中「第 7 条」の次に「、第 7 条の 2 第 3 項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第 3 種又は第 4 種の道路については、この条例による改正後の射水市道路法に基づく市道の構造の技術的基準等を定める条例第 7 条の 2 並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点
橋下条 2 6 7 号線	橋下条	橋下条

議案第 52 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
橋下条 297 号線	橋下条	橋下条
橋下条 298 号線	橋下条	橋下条
橋下条 299 号線	橋下条	橋下条
橋下条 300 号線	橋下条	橋下条
橋下条 301 号線	橋下条	橋下条
橋下条 302 号線	橋下条	橋下条
橋下条 303 号線	橋下条	橋下条
橋下条 304 号線	橋下条	橋下条
橋下条 305 号線	橋下条	橋下条
橋下条 306 号線	橋下条	橋下条
橋下条 307 号線	橋下条	橋下条
橋下条 308 号線	橋下条	橋下条

橋下条 3 0 9 号線	橋下条	橋下条
橋下条 3 1 0 号線	橋下条	橋下条
橋下条 3 1 1 号線	橋下条	橋下条
大江 1 4 1 0 号線	大江	大江
三ヶ 1 1 4 1 号線	三ヶ	三ヶ
中村 1 2 号線	中村	中村
中村 1 3 号線	中村	中村
中村 1 4 号線	中村	中村
中村 1 5 号線	中村	中村
中村 1 6 号線	中村	中村

議案第 53 号

動産の取得について

大型化学高所放水車の購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 名 称 | 大型化学高所放水車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 115,885,000 円
(うち消費税等 10,535,000 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町 4 番 10 号
株式会社モリタ富山営業所
所長 伊藤 晶広 |

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 54 号

旧大島社会福祉センター改修（建築主体）工事請負契約について

令和 2 年 5 月 28 日に制限付き一般競争入札に付した旧大島社会福祉センター改修（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 旧大島社会福祉センター改修（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 247,500,000 円
(うち消費税等 22,500,000 円)
- 4 契約の相手方 くみあい建設・永森建設工業旧大島社会福祉センター改修（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市鷺塚 65 番地 7
くみあい建設株式会社
代表取締役社長 渡邊 竜一
構成員 射水市三ヶ 3973 番地
永森建設工業株式会社
代表取締役 永森 忠志

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 55 号

射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事請負契約について

令和 2 年 5 月 28 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 519,200,000 円
(うち消費税等 47,200,000 円)
- 4 契約の相手方 高田建設・佳栄建設射水市立大門中学校長寿命化改良第Ⅲ期（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市土合 1490 番地
高田建設株式会社
代表取締役 高田 実
構成員 射水市七美中野 205 番地
株式会社佳栄建設
代表取締役 小関 佳誉子

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

専決処分第 3 号

射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正について

射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例（平成 17 年射水市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 25 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 17 号

射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 令和 2 年 6 月に支給する市長等の期末手当の額は、第 3 条第 2 項の規定に

にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「算定額」という。）から市長にあっては算定額に100分の50を、副市長にあっては算定額に100分の20を、教育長にあっては算定額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 5 号

継続費繰越計算書について（一般会計）

令和元年度射水市一般会計予算第 2 条の継続費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和元年度射水市継続費繰越計算書（一般会計）

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費 予算額			支出済 額及び 支出見 込額	残額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
4 衛生費	1 保健衛生費	畜場整備事業費	2,942,700,000	1,452,620,000	0	1,452,620,000	239,330,000	1,213,290,000	1,213,290,000	60,590,000	0	1,152,600,000	0
	2 清掃費	クリーンピア射水整備事業費	3,777,819,000	756,933,000	0	756,933,000	725,228,000	31,705,000	31,705,000	14,905,000	0	16,800,000	0
合 計			6,720,519,000	2,209,553,000	0	2,209,553,000	964,558,000	1,244,995,000	1,244,995,000	75,595,000	0	1,169,400,000	0

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

令和元年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）第 2 条及び令和元年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和元年度射水市繰越明許費繰越計算書（一般会計）

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公共施設跡地利活用事業費	342,373,000	342,373,000	0	103,200,000	227,500,000	0	11,673,000
		電算管理費	2,096,000	2,095,500	0	927,000	0	0	1,168,500
		コミュニティセンター整備事業費	515,900,000	426,585,680	0	0	393,100,000	0	33,485,680
		万葉線対策費	35,054,000	35,053,334	0	0	35,000,000	0	53,334
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉施設費	46,767,000	46,767,000	0	46,767,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場管理費	248,730,000	222,189,000	0	0	211,000,000	0	11,189,000
	2 清掃費	クリーンピア射水管理費	24,215,000	21,224,000	0	0	0	0	21,224,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業推進対策費	17,760,000	17,760,000	0	4,700,000	8,500,000	0	4,560,000
	3 水産業費	新湊漁港建設費	25,806,000	25,773,199	0	0	21,900,000	0	3,873,199
8 土木費	1 道路橋梁費	道路橋梁総務費	1,300,000	1,177,000	0	0	0	0	1,177,000
		市道新設改良費	10,122,000	2,221,892	0	0	2,100,000	0	121,892
		地方道路交付金事業費	2,482,000	1,570,000	0	660,064	600,000	0	309,936

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		地方特定道路整備費	21,248,000	19,000,000	0	0	18,000,000	0	1,000,000
		道路橋梁維持費	57,500,000	14,845,000	0	3,035,000	7,000,000	0	4,810,000
		交通安全施設整備費	4,617,000	4,617,000	0	2,255,000	0	0	2,362,000
		橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	76,907,000	73,830,000	0	40,606,055	27,900,000	0	5,323,945
		消雪施設維持管理費	1,824,000	1,151,640	0	548,080	0	0	603,560
		消雪施設整備事業費	15,404,000	15,404,000	0	8,684,400	4,300,000	1,309,340	1,110,260
		土砂災害対策費	17,420,000	17,420,000	0	14,100,000	3,300,000	0	20,000
	2 海 岸 河 川 費	河川管理費	11,000,000	10,945,000	0	0	0	0	10,945,000
	3 港 湾 費	港湾建設促進費	9,544,000	7,687,146	0	0	0	0	7,687,146
	4 都 市 計 画 費	都市計画総務費	11,804,000	11,804,000	0	0	0	0	11,804,000
		地籍調査費	5,050,000	5,050,000	0	3,750,000	0	0	1,300,000
		まちづくり交付金事業費	242,937,000	225,204,000	0	41,537,000	165,600,000	0	18,067,000
		公園維持管理費	32,000,000	30,464,000	0	15,232,000	14,400,000	0	832,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	6 住宅費	重点密集市街地整備費	10,948,000	0	0	0	0	0	0
	2 小学校費	教育振興運営費（小）	187,500,000	187,500,000	0	86,750,000	86,700,000	0	14,050,000
		歌の森小学校整備費	537,322,000	338,323,300	0	40,249,000	240,300,000	0	57,774,300
	3 中学校費	教育振興運営費（中）	74,900,000	74,900,000	0	34,750,000	34,700,000	0	5,450,000
		大門中学校整備費	336,090,000	309,217,000	0	53,136,000	230,600,000	0	25,481,000
	6 保健体育費	スポーツ施設維持管理費	29,810,000	21,450,000	0	0	0	0	21,450,000
		海竜スポーツランド維持管理費	354,700,000	348,430,000	0	0	313,500,000	0	34,930,000
合 計			3,311,130,000	2,862,031,691	0	500,886,599	2,046,000,000	1,309,340	313,835,752

報告第 7 号

繰越明許費繰越計算書について（介護保険事業特別会計）

令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和元年度射水市繰越明許費繰越計算書（介護保険事業特別会計）

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国県支出金	地方債			
1 総	業務費	事業計画推進費 4 委員会費	2,574,000	2,574,000	2,574,000	0	0	0	0	0
	合 計		2,574,000	2,574,000	2,574,000	0	0	0	0	0

報告第 8 号

事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、令和元年度射水市一般会計事故繰越しについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和元年度射水市事故繰越し繰越計算書（一般会計）

款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	左 の 内 訳		支出負担 行 為 予 定 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既収入	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
7 商 工 費	1 商 工 費	商工業振興費	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	衛生設備機器の納品に遅れが生じたため。	
合 計			10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000		

(単位：円)

報告第 9 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

令和元年度射水市下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月8日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和元年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額										(単位：円)	
款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度 損益勘定 留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業	86,200,000	48,635,360	8,817,000	0	7,400,000	1,417,000	28,747,640		支払い義務 が発生しな かったた め。(他の 関連工事と の調整に期 間を要した ため。)
		改築事業	137,030,000	20,691,844	116,337,000	47,358,000	56,400,000	12,579,000	1,156		
		雨水整備事業	252,150,000	90,024,360	162,124,000	46,882,000	102,200,000	13,042,000	1,640		
		特定環境保全 公共下水道事業	79,200,000	47,533,830	19,819,000	1,148,000	17,600,000	1,071,000	11,847,170		
		農業集落 排水事業	38,420,000	11,289,594	8,794,000	0	0	8,794,000	18,336,406		
		合 計	794,934,000	420,108,988	315,891,000	95,388,000	183,600,000	36,903,000	58,934,012		

(単位：円)

報告第 10 号

建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

令和元年度射水市病院事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和元年度射水市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な即資産 の購入限 度額	説明
						県補助金	企業債	当 損益 保	年 度 留 金			
1	資本的支出	射水市民病院外壁 改修工事	54,714,000	0	54,714,000	0	52,800,000	1,914,000	0	0	0	工期の決定に 調整を要した ため。
合 計			54,714,000	0	54,714,000	0	52,800,000	1,914,000	0	0	0	

